

令和7年3月31日現在

指 名 停 止 一 覧

有資格者名	本店所在地	理 由	指名停止期間 (変更・解除期間)	備 考
パナソニック産機システムズ株式会社 空調事業本部	墨田区押上一丁目1番2号	5(建設業法に違反し、国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合)イの区発注を除く関東地方におけるもの	令和7年1月31日から 令和7年5月30日まで 4か月	(空調事業本部住所) 墨田区押上一丁目1番2号
パナソニック関東設備株式会社 首都圏支店	群馬県前橋市古市町一丁目50番地14	5(建設業法に違反し、国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合)イの区発注を除く関東地方におけるもの	令和7年1月31日から 令和7年5月30日まで 4か月	(首都圏支店住所) 荒川区西日暮里五丁目26番8号 スズヨシビル5階
パナソニックリビング株式会社	中央区築地五丁目3番3号	5(建設業法に違反し、国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合)イの区発注を除く関東地方におけるもの	令和7年1月31日から 令和7年5月30日まで 4か月	
パナソニックマーケティングジャパン株式会社 システムソリューション	品川区西五反田三丁目5番20号 パナソニック目黒ビル	5(建設業法に違反し、国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合)イの区発注を除く関東地方におけるもの	令和7年1月31日から 令和7年5月30日まで 4か月	(支社住所) 品川区西五反田三丁目5番20号 パナソニック目黒ビル
日精株式会社	港区西新橋一丁目18番17号	3(独占禁止法違反行為) (2)ウの区発注を除く関東地方以外のもの	令和7年3月24日から 令和7年4月23日まで 1か月	
フジパスク株式会社	世田谷区上馬四丁目2番5号	3(独占禁止法違反行為) (2)ウの区発注を除く関東地方以外のもの	令和7年3月24日から 令和7年5月23日まで 2か月	
新明和工業株式会社 産機システム事業部 環境システム本部 営業部	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	3(独占禁止法違反行為) (2)ウの区発注を除く関東地方以外のもの	令和7年3月24日から 令和7年4月23日まで 1か月	(産機システム事業部 環境システム本部 営業部住所) 台東区上野七丁目12番14号